

第 4 5 5 回 東京地方最低賃金審議会 議事録

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 4 時 15 分から午後 4 時 43 分
- 2 場 所 九段第 3 合同庁舎 11 階 共用会議室 1-1、1-2
- 3 出席者 公益代表委員 5 名 労働者代表委員 6 名 使用者代表委員 5 名

本田会長 それでは、定刻になりましたので、ただいまより第 455 回東京地方最低賃金審議会を始めます。開催に当たりまして、東京労働局長より御挨拶をいただきます。

東京労働局長 東京労働局長の増田でございます。本日は、御多用のところ、第 455 回東京地方最低賃金審議会に御臨席いただき、誠にありがとうございます。

東京労働局では、2 月 2 日に、東京都とともに、東京都地方版政労使会議を開催し、中小企業・小規模事業者の賃金引上げに向けた環境づくりに、東京の政労使が一体となって取り組んできたほか、賃上げ支援助成金パッケージにより、生産性向上等を通じた賃上げ支援を行っているところでございます。

今年の春季労使交渉の賃上げ率を見ますと、3 年連続で高水準の賃上げが続いております。この流れを中小企業、非正規雇用労働者にも波及させていくためには、最低賃金による底上げも必要と考えます。

本日、東京都最低賃金の改正決定について諮問をさせていただくこととしておりますが、委員の皆様方には、物価の動向、賃金の状況、企業の状況など、最低賃金法に定める 3 要素のデータに基づき、真摯な御審議をいただきますようお願い申し上げます。

これから暑さが厳しい時節となりますが、東京の最低賃金について、御審議を改めてお願い申し上げまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

主任賃金指導官 報道機関の方、冒頭の撮影及び録音はここまでとしてください。

本田会長 続いて、委員の出席状況について、事務局から報告をお願いいたします。

主任賃金指導官 本日は、公益代表の石毛委員、使用者代表の小林委員が御欠席でございますが、現時点で委員定数 18 名のうち 16 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項に定める定足数、全委員の 3 分の 2 以上又は各側委員の各 3 分の 1 以上を満たしておりますことを御報告します。なお、公益代表の原委員、労働者代表の土屋委員がウェブ会議システムにより御出席をいただいておりますが、映像及び音声については良好であることを確認しております。以上です。

本田会長 ありがとうございます。次に、審議会委員の異動について、事務局から報告をお願いします。

賃金課長 御報告いたします。本年 2 月 26 日付けで宮澤委員が、本年 3 月 30 日付けで清野委員が退任され、後任として本年 4 月 22 日付けで森委員及び岡田委員が審議会委員に就任されました。森委員と岡田委員から御挨拶いただければと思います。よろしくお願いいたします。

森委員 改めまして、こんにちは。自動車総連東京地方協議会の森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

岡田委員 皆さん、こんにちは。清野委員に代わりまして、JAM 東京千葉の岡田と申します。よろしくお願いいたします。

本田会長 それでは、私からも一言御挨拶を申し上げます。会長の本田と申します。今年度も昨年度に引き続き、最低賃金に関する世間の関心というものは高いものがあると思っております。

当審議会におきましては、非常に難しい判断を迫られることもあるかと存じますが、私も極力円滑な議事進行に努めますので、委員の皆様方におかれましても、議事進行に御協力いただくとともに、労使の意見の一致に向けた御努力をお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金課長 続きまして、本日は令和8年度最初の審議会となりますので、今年度異動がありました事務局職員を紹介させていただきます。

奈須川労働基準部長です。

労働基準部長 奈須川でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 皆川主任賃金指導官です。

主任賃金指導官 皆川でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 安原課長補佐です。

課長補佐 安原でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 齊藤賃金指導官です。

賃金指導官 齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 川瀬賃金係長です。

賃金係長 川瀬でございます。よろしくお願いいたします。

賃金課長 私は、今年度、賃金課長を拝命いたしました柳と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本田会長 それでは、議事を進めていきたいと思います。まず、議事（１）「東京都最低賃金の改正決定について（諮問）」に入ります。本日、東京労働局長より東京都最低賃金について改正諮問をされる御意向とのことですので、局長、よろしくお願いいたします。

主任賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。これ以降、事務局が指示するまでの間、撮影を許可いたします。

(諮問文手交)

主任賃金指導官 報道機関の方に御連絡いたします。これ以降、撮影はお控えください。

本田会長 ただいま諮問文を受け取りました。事務局は各委員に諮問文の写しを配り、諮問文を読み上げてください。

(諮問文の写しを配付)

主任賃金指導官 それでは、諮問文を読み上げます。

東労発基 0630 第 2 号

令和 8 年 6 月 30 日

東京地方最低賃金審議会会長殿

東京労働局長増田嗣郎

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、

東京都最低賃金（昭和 55 年東京労働基準局最低賃金公示第 8

号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

以上です。

本田会長 諮問に当たり、事務局から関連の資料が用意されているようですので、説明をお願いいたします。

賃金指導官 資料 2 から資料 6 について御説明します。

まず、資料 2 「2026 年春季賃上げ要求・妥結状況（2026 年 5 月 14 日現在）」です。東京都が都内の 1,000 民間労働組合を対象に、産業別、規模別の令和 8 年春季賃上げ要求状況及び妥結状況について調査した、令和 8 年 5 月 14 日現在の中間集計結果です。また、

過去 10 年間の要求・妥結結果についても、東京都が公表している
ものです。

続きまして、資料 3「労働経済関係資料」です。いずれも東京都
及び全国の労働経済についての資料です。厚生労働省、東京都等が
公表している各種資料に基づいて事務局で編集したものです。その
1 は、雇用、賃金、労働時間、求人倍率等の雇用状況に関する資料
です。その 2 は、鉱工業指数、所得・消費、物価指数、企業倒産等
の雇用を取り巻く経済環境に関する資料です。その 1、その 2 共
に、各表の上段が令和 2 年から令和 7 年までの年平均、その下に令
和 7 年 1 月以降の各月の数値を示しております。資料の出所につ
きましては、各表の一番下の欄に掲載してございます。

続いて、資料 4「賃金引き上げの支援策及び業務改善助成金につ
いて」です。最低賃金の引上げ等を含む賃金引上げのために、中小
企業を中心とした事業者に対する支援策が必要とされております。
令和 8 年度は、資料 1 ページ、2 ページのとおり、業務改善助成金
を含めた賃上げ支援助成金パッケージとして各種助成金を示して、
事業場の状況に応じた利活用を促すこととして取り組んでおりま
す。

次に、資料 3 ページの「令和 8 年度業務改善助成金のご案内」で
ございます。業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資等を
実施して業務改善を行うとともに、事業場内で最も低い賃金を一定
額以上引き上げる中小企業事業主に、業務改善に要した経費の一部
を助成するものです。なお、東京都内の事業場の場合の助成率につ
いては、東京都最低賃金が 1,050 円以上であることから、費用の 4
分の 3 が上限となっております。

令和 8 年度における主な変更点として 3 点御説明いたします。1 点目は、対象事業者の範囲について、事業場内最低賃金が令和 8 年度地域別最低賃金未満の事業場が対象となったことです。昨年度は、事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 50 円以内の事業場でしたので、対象が拡充されております。2 点目は、助成金の申請期間が、令和 8 年 9 月 1 日から令和 8 年度地域別最低賃金の発効日の前日又は同年 11 月 30 日までのいずれか早い日となったことです。昨年度の申請期間は、4 月 14 日から最低賃金発効日の前日まででしたので、期間が大幅に変更となっております。3 点目は、助成率のコース区分を見直し、4 コース、すなわち 30 円、45 円、60 円、90 円から、3 コース、すなわち 50 円、70 円、90 円に再編したことです。

資料 7 ページの「令和 7 年度業務改善助成金都道府県別月別一覧表（申請件数累計）」を御覧ください。こちらは令和 7 年度の業務改善助成金の全国の労働局の申請件数でございます。東京労働局における令和 7 年度の申請件数は 1,700 件となっています。資料 8 ページのグラフ「業務改善助成金申請件数の推移」を御覧ください。令和 7 年度の申請件数は、令和元年度と比較して 100 倍となっております。

続いて、資料 5 「令和 7 年度地域別最低賃金額一覧」です。昨年度は、中賃で引上げ額の目安について、A ランクは 63 円、B ランクは 63 円、C ランクは 64 円との金額が提示されました。東京では、労使の意見の隔たりはあったものの、中賃の答申において示された目安どおり 63 円引き上げられました。

全国の状況を見ますと、47 都道府県の最低賃金額が全て 1,000 円を上回ることとなり、引上げ幅は最大で熊本県の 82 円、最小は 8

都道府県で 63 円となっております。47 都道府県のうち、最低賃金額が全国加重平均額 1,121 円を超えているものは、最も高い東京都の 1,226 円、次いで神奈川県の 1,225 円、大阪府の 1,177 円、埼玉県の 1,141 円、愛知県と千葉県の 1,140 円、京都府の 1,122 円の 7 件で、最も低いものは 1,023 円で、高知県、宮崎県、沖縄県の 3 県でございました。

続いて、資料 6「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」です。こちらは、令和 8 年 6 月 23 日に中央最低賃金審議会全員協議会で取りまとめられた、「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」でございます。

本取りまとめは、令和 7 年度の地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえ、目安額を大幅に上回る答申は、近隣県等との競争や最下位回避の意識の下、地域の実態と乖離した引上げとなったのではないかとといった審議に対する疑義がメディア等から呈されたこと、また、地域ごとに発効日に大きなばらつきが生じ、一時的に地域間格差が拡大するほか、年度ごとに発効時期が大幅に変動することで、労使双方の予見可能性が損なわれるおそれがあること等の課題があったことから、中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会において、令和 8 年度以降の審議に向けて、主にこれら 2 つの事項について課題の整理と対応方針の整理を行うこととされたものです。私からは以上です。

本田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました資料に関して、御意見、御質問等があればお願いいたします。

(特になし)

特に、労使各側、御質問等はないということでよろしいでしょう

か。

本田会長

それでは、ただいま当審議会として諮問を受けましたので、東京都最低賃金の改正について、関係労働者及び関係使用者の意見を求めることとなりますが、この手続について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金課長

最低賃金法第 25 条第 5 項、最低賃金法施行規則第 11 条第 1 項に定める関係者の意見聴取に係る手続について御説明申し上げます。最低賃金の改正について調査審議を行う場合、審議会は関係労働者及び関係使用者の意見を聞くこととされております。このため、一定期日までに審議会に意見書を提出すべき旨を公示することとなります。この意見書の提出を求める公示につきましては、公示日が本日、令和 8 年 6 月 30 日、意見書提出期日を令和 8 年 7 月 17 日までとすることを予定しております。

本田会長

今後、最低賃金法第 25 条第 2 項に基づいて、金額審議のための専門部会を設置し、調査審議を行うこととなりますが、専門部会委員の任命の手続等について、事務局から説明をお願いします。

賃金課長

最低賃金審議会令第 6 条に定める専門部会委員の任命手続について御説明申し上げます。専門部会の委員については、同条第 1 項により、公労使委員各 3 名、委員 9 名以内とされております。公益代表委員につきましては、労働局長が任命いたします。同条第 4 項により準用されます同審議会令第 3 条により、労働者代表委員、使用者代表委員につきましては、関係者、関係団体の推薦に基づいて労働局長が任命することとなっております。労使委員の推薦の公示につきましては、公示日が本日、令和 8 年 6 月 30 日、推薦書提出期日は令和 8 年 7 月 17 日を予定しております。

本田会長 ありがとうございました。労使の委員の皆様、よろしいでしょうか。

(特になし)

本田会長 では、続きまして、議事（２）その他に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

賃金指導官 参考資料としてお配りしております参考資料１から参考資料６について御報告いたします。初めに、参考資料１「最低賃金に関する要望」を御覧ください。こちらは、日本商工会議所、東京商工会議所、全国商工会連合会及び全国中小企業団体中央会から、東京労働局長、労働基準部長、総務部長宛てで御提出いただいたものです。

１と致しまして「中小企業・小規模事業者の経営実態を踏まえた政府方針への見直しを」、２と致しまして「法定三要素に基づく審議会での議論の徹底、過度な地域間競争の抑制を」、３と致しまして「企業の準備期間等を踏まえた合理的な発効日の設定を」、４と致しまして「産業別に定める特定最低賃金制度の適切な運用を」、５と致しまして「中小企業・小規模事業者が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進を」でございます。

続きまして、参考資料２「最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明」でございます。こちらは、東京弁護士会から東京地方最低賃金審議会会長、東京労働局長宛てで御提出いただいております。

東京都区部の消費者物価指数は上昇しており、世界的に石油製品などの価格上昇、供給不足の懸念も生じており、物価はさらに上がる可能性もあることから、2020 年代に全国平均 1,500 円という政府目標でも、必要な生計費を得るには必ずしも十分とは言えない状況になっており、大幅な最低賃金額の引上げは必要不可欠であること、2025 年は全国的に最低賃金額の引上げを先延ばしにした府県が続出

したが、東京都はこのような動きに追随すべきではなく、10月上旬に改定額を発効すべきであることなどが記載されております。

続きまして、参考資料3「生活できる最低賃金への引上げを求める申入れ」を御覧ください。こちらは、日本共産党東京都議会議員団から、厚生労働大臣、東京労働局長、東京地方最低賃金審議会会長宛てで御提出いただいたものです。1と致しまして、最低賃金は時給2,000円以上を目指し、速やかに1,500円以上に引き上げること、2と致しまして、最低賃金を全国一律とし、地域格差を解消するよう政府に提言すること、3と致しまして、労働者の生活実態に即した最低生計費調査を行い、毎年の最低賃金改定の議論に反映させること、4と致しまして、東京地方最低賃金審議会の審議を全面公開すること、5と致しまして、最低賃金審議会の労働者委員は代表的な労働組合組織を公平・平等に扱い、公正な任命を行うこと、6と致しまして、中小企業が賃金の大幅な引上げを行えるよう、社会保険料の負担軽減や直接支援を大企業の内部留保への課税などにより財源を確保して行うこと、7と致しまして、国が実施する現行の業務改善助成金を拡充することでございます。

続きまして、参考資料4です。こちらは、居住地域が都内の60代以上、非正規労働者個人の方から、東京地方最低賃金審議会会長宛てに、「物価上昇に見合う生活できる最低賃金の引上げを」とのメッセージを葉書でいただいているものです。令和8年6月8日以降、6月29日までに、同様の葉書によるメッセージが合計で28通送付されています。そのうち代表して幾つかのメッセージをお読みします。「物価上昇に見合う生活できる最低賃金の引上げをしてください。」、60代以上、非正規労働者の方。「8時間働けば普通に生活できる賃金が必要です。最低賃金1,500円を早期に実現し、将

来的には2,000円以上目指してください。」、50代、非正規労働者の方でございます。

続きまして、参考資料5「要請書」を御覧ください。こちらは、全日本建設交運一般労働組合東京都本部から東京労働局長宛てで御提出いただいたものでございます。項目3に最低賃金に係る御要請をいただいております。「トラックの産業別最低賃金について、全国一律の産業別最低賃金制度として確立するための法的整備を行うこと。」でございます。

続きまして、参考資料6「2026年度最低賃金引上げに関する要請書」及び「2026年度最低賃金引上げに関する要請書署名1,731筆」でございます。こちらは、日本労働組合総連合会東京都連合会から御提出いただいたものです。「2026年度最低賃金引上げに関する要請書」を御覧ください。御要請として2つの項目がございます。

1つ目は、東京都最低賃金の改定として、日本の首都・東京における最低賃金は国際的水準を見据え時間給1,500円を目指すこと、また、既に全国で最低賃金1,000円が達成されたことを踏まえ、全国的な最低賃金の更なる引上げにつながるよう、今年度の引上げ額について東京が牽引する立場として審議すること、2つ目は特定最低賃金の存続でございます。

続きまして、「2026年度最低賃金引上げに関する要請署名1,731筆」を御覧ください。こちらは、御提出いただきました署名1,731筆の中から抜粋したものでございます。こちら以外の書面につきましては、会場の中央のテーブルの上に置かせていただいております。私からの説明は以上です。

本田会長

ありがとうございました。委員の方々は、各資料を御確認いただきますようお願い申し上げます。事務局から他に何かございますでしょうか。

賃金課長

次回の審議会の開催日時につきましては、後日、事務局より御連絡をさせていただきます。皆様の御出席をよろしくお願いいたします。

本田会長

では、本日の議事は以上で全て終了となります。本日の議事録につきましては、公益委員は私が、労働者側委員は澤登委員、使用者側委員は清田委員に御確認をお願いいたします。それでは、本日はこれにて終了といたします。皆様、お疲れ様でございました。